

八代市医師会立病院 院内感染対策指針

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

八代市医師会立病院（以下、「当院」とする）は、医療安全対策を強化することにより患者から信頼される“安心して安全な医療”を実践する事を運営基本方針の1つとしている。医療関連感染の発生を未然に防止するとともに、ひとたび発生した感染症が拡大しないように速やかに対応し、制圧、終息を図る事が重要である。当院では、本指針に基づき、院内感染対策マニュアルを作成し、感染対策を行う。

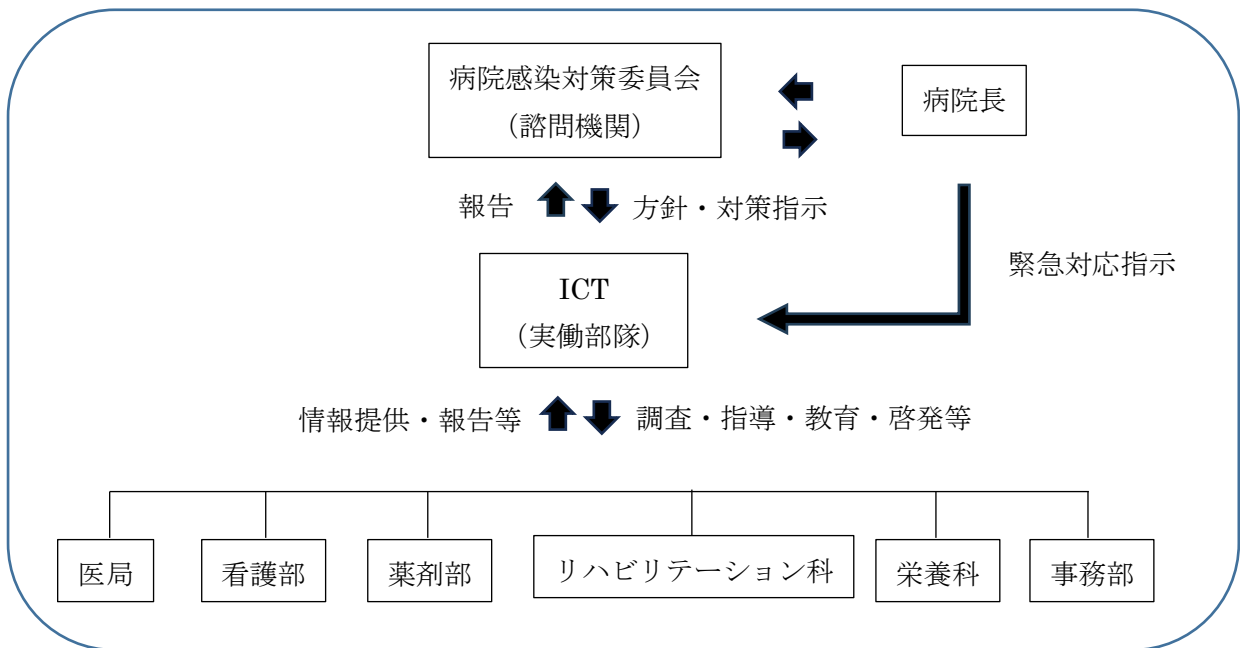
※院内感染の定義

病院における入院患者または外来患者が、原疾患とは別に新たに罹患した感染症、または医療従事者が院内において罹患した感染症とする。

2 院内感染対策に関する組織的対応

院長が積極的に感染対策に関わり、病院感染対策委員会・感染対策チーム（Infection Control Team 以下、ICT）が中心となって、すべての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動を行う。

〈 組織図 〉



(1) 病院感染対策委員会

院長を含めた関係各部門責任者、および ICT メンバーを構成員として組織する、感染管理における最高決定機関である。委員会は院長の諮問、決定に応じて感染対策に関する検討、立案、実施を行う。毎月1回定期的に会議を行い、全職員へ周知される。また、緊急時は、臨時会議を開催する。

(2) 感染対策チーム (ICT)

ICT は病院感染対策委員会の執行機関である。病院感染対策委員会の方針に基づいて、組織横断的

に、迅速に活動する実働性の高い専門家チームであり、緊急事態発生時においては、院長から命を受けて活動することができる。ICT の活動範囲は、感染管理に関する業務である。

チームメンバーの構成は委員長（医師）・副委員長（看護部）・各病棟看護師・ケアワーカー・オブザーバー師長
薬剤部・リハビリテーション科・栄養科・事務部とする。

3 院内感染対策に関する職員研修

- (1) 病院の全職員の感染対策に対する関心を高め、感染対策に基づいた医療行為を行うための正しい知識と技術を習得することを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修のほか、病院全体に共通する院内感染に関する内容について、年2回以上、全職員を対象に開催する。
- (3) 各部署や職種ごとに特徴を踏まえた勉強会を開催または支援する。
- (4) 研修は、実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）を記録保存する。
- (5) 定期的病棟ラウンドを行い、現場介入による個別指導を行う。ラウンド結果および指導・改善内容を記録保存する。

4 感染症の発生時の対応と報告に関する基本方針

感染管理上重要な病院感染症の発生率を求め、現状の対策の評価を行う。また、結果を臨床へフィードバックする事によって対策の改善を促すことを目的に、各種サーベイランスを実施する。

- (1) 耐性菌サーベイランス
 - ① 耐性菌の発生を把握し院内感染の予防と早期発見に努める。
 - ② ICT は耐性菌の月別・部署別検出件数を集計する。集計レポートは院内感染対策委員会・ICT 会議で報告する。
- (2) 特定の医療器具や医療処置に焦点を絞ったターゲットサーベイランス
感染リスクの高い特定の部署において、カテーテル関連血流感染・カテーテル関連尿路感染に関するサーベイランスを実施し、感染防止技術の向上に努める。

5 アウトブレイクあるいは異常発生時の対応と報告に関する基本方針

- (1) 種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- (2) アウトブレイクあるいは異常発生時は、院内感染対策委員会・ICT で協力し、早期の発見・評価・終息に努める。また、発生から終息、経過報告を院内感染対策委員会に対し行う。
- (3) 報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

6 その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 職員は、病院感染対策マニュアルを遵守し、適切な手指衛生や防護用具の使用などの標準予防策、経路別予防策等を実施する。
- (2) 職員は、病院感染対策マニュアルを遵守し、血液曝露防止策や予防接種・健康診断受診、個人防護用具着用などを実施し職業感染防止に努める。

7 当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は患者又は家族が閲覧できるよう、当院ホームページにおいて一般公開する。

附則

この規定は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。(副院長交代)

この規定は、令和元年 8 月 1 日から施行する。(副院長交代及び医局長採用)

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(院長及び副院長採用)

この本指針は、令和 5 年 6 月 24 日から施行する。

この本方針は、令和 5 年 10 月 27 日から施行する。(第 7 条挿入)